

令和2年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第3報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和2年5月13日 保医発0513第1号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和2年5月19日 保医発0519第3号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
- ・令和2年5月29日 厚生労働省告示第227号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和2年5月29日 保医発0529第1号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和2年5月29日 保医発0529第3号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早248		下から2行目	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液</p> <p><u>ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 製剤及び遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤</u></p>	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液</p> <p>及びヒドロコルチゾンコハク酸 エステルナトリウム製剤</p>	字句挿入
早310		下から3行目	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p><u>ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤</u></p>	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p>ヒドロコルチゾンコハク酸 エステルナトリウム製剤</p>	字句挿入
早359		上から18行目	<p>特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～149 (略)</p> <p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 自家培養角膜上皮</p> <p>① 採取・培養キット 4,280,000円</p> <p>② 調製・移植キット 5,470,000円</p> <p>注 ア～エ (略)</p>	<p>特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～149 (略)</p> <p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	字句挿入
早360		下から14行目	<p><u>オ 自家培養角膜上皮</u></p> <p><u>a 角膜上皮幹細胞疲弊症(スティーヴンス・ジョンソン症候群の患者、眼類天疱瘡の患者、移植片対宿主病の患者、無虹彩症等の先天的に角膜上皮幹細胞に形成異常を来す疾患の患者、再発翼状片の患者、特発性の角膜上皮幹細胞疲弊症患者を除く。)であって、重症度St</u></p>	<p>注 ア～エ (略)</p>	字句挿入

		<p><u>age II A(結膜癒痕組織の除去(必要に応じて羊膜移植)を行ったにもかかわらず角膜上皮の再建に至らない場合に限る。)、Stage II B又はStage IIIの患者に対して使用した場合に、片眼につき1回に限り算定できる。</u></p> <p>b <u>次のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。</u></p> <p>i <u>眼科の経験を5年以上有しており、角膜移植術を術者として5例以上実施した経験を有する常勤の医師であること。</u></p> <p>ii <u>所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。</u></p> <p>① <u>自家培養角膜上皮の適応に関する事項</u> ② <u>角膜上皮幹細胞疲弊症の重症度判定に関する事項</u> ③ <u>角膜採取法に関する事項</u> ④ <u>移植方法に関する事項</u></p> <p>c <u>ヒト自家移植組織(自家培養角膜上皮)を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に角膜上皮幹細胞疲弊症の重症度を含めた症状詳細を添付する。</u></p>		
		151～190 (略)	151～190 (略)	
早365	上から19行目	<p>191 抹消血管用ステントグラフト (1)～(2) (略) 注 ア～イ (略)</p> <p>ウ 抹消血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、1回の手術につき、<u>標準型については、人工血管シャント吻合部に対して用いる場合は1本を上限として、その他の場合は2本を上限として、長病変対応型については1本を上限として算定できる。</u>また、TASC II C/D病変の、大動脈分岐部病変に対してキャッシングステント法が適用される場合にあつては、1回の手術につき、標準型については4本を上限とする。</p>	<p>191 抹消血管用ステントグラフト (1)～(2) (略) 注 ア～イ (略)</p> <p>ウ 抹消血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、1回の手術につき、<u>標準型については2本を上限として、長病変対応型については1本を上限として算定できる。</u>また、TASC II C/D病変の、大動脈分岐部病変に対してキャッシングステント法が適用される場合にあつては、1回の手術につき、標準型については4本を上限とする。</p>	字句訂正
早365	上から26行目	<p>注 エ～オ (略)</p> <p>カ <u>末梢血管用ステントグラフトを用いた人工血管内シャントの静脈側吻合部狭窄治療の実施に当たっては、関連学会の定める適正使用指針における術者要件を満たすことを証明する書類の写しを添付すること。また当該術者にあつては、区分「K 616-4」経皮的シャント拡張術・血栓除去術」を100例以上実施した経験を有することとし、当該症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を添付すること。</u></p>	<p>注 エ～オ (略)</p>	字句挿入

414	右	下から7行目	<p>D003 糞便検査 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 血清を検体として、ロイシンリッチα2グリコプロテインを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分D003糞便検査の「9」カルプロテクチン(糞便)の所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分D003の「9」カルプロテクチン(糞便)又は区分「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>イ ロイシンリッチα2グリコプロテインを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分「D026」検体検査判断料の4生化学的検査(I)判断料を算定する。</u></p>	<p>D003 糞便検査 (1)～(4) (略)</p>	字句挿入
417	右	下から19行目	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</u></p> <p><u>なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「2」その他のものを算定できるものとする。</u></p> <p><u>ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査、METex14遺伝子検査</u></p> <p><u>イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法)</u></p> <p><u>ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査</u></p>	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</u></p> <p><u>なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「2」その他のものを算定できるものとする。</u></p> <p><u>ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査</u></p> <p><u>イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法)</u></p> <p><u>ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査</u></p>	字句挿入
418	右	下から10行目	<p>(5)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりMETex14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「ロ」複雑なものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。</u></p> <p><u>ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「ロ」処理が複雑なものうち、(4)のウに規定する肺癌におけるMETex 14遺</u></p>	<p>(5)～(12) (略)</p>	字句挿入

			<p>伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。</p> <p><u>イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。</u></p> <p><u>ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「ロ」処理が複雑なものうち、(4)のイに規定する肺癌におけるMETex14遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>エ 本検査と、肺癌の組織を検体としてMETex14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。</u></p> <p>(14)～(15) (略)</p>	(13)～(14) (略)	
454	右	下から3行目	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22) SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</u></p> <p><u>COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。</u></p> <p><u>ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。</u></p> <p><u>なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>(23)～(47) (略)</p>	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22)～(46) (略)</p>	字句挿入
			<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(16) (略)</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(16) (略)</p>	

- (17) SARS-CoV-2核酸検出は、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液からの検体を用いて、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19 の診断を目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年2月18日健感発 0218 第3号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

- (17) SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)核酸検出は、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液からの検体を用いて、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19 の診断を目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年2月18日健感発 0218 第3号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

474	右	上から22行目	<p>(18)～(19) (略)</p> <p>(20) HIV-1核酸定量</p> <p>ア 「15」のHIV-1核酸定量は、PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法 <u>又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法</u>により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分「D012」感染症免疫学的検査の「17」HIV-1抗体、「16」のHIV-1, 2抗体定性、同半定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性、「18」のHIV-1,2抗原・抗体同時測定同定量、又は「18」のHIV-1, 2抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(21)～(26) (略)</p>	<p>(18)～(19) (略)</p> <p>(20) HIV-1核酸定量</p> <p>ア 「15」のHIV-1核酸定量は、PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分「D012」感染症免疫学的検査の「17」HIV-1抗体、「16」のHIV-1, 2抗体定性、同半定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性、「18」のHIV-1,2抗原・抗体同時測定同定量、又は「18」のHIV-1, 2抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(21)～(26) (略)</p>	字句挿入
839	右	上から14行目	<p>K259 角膜移植術</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 自家培養角膜上皮移植を行った場合は本区分の所定点数を準用して算定する。この場合にあっては、「注1」に規定するレーザー使用加算及び「注2」に規定する内皮移植加算は適用しない。</u></p> <p><u>(6) 自家培養角膜上皮移植の実施に際して、角膜輪部組織採取のみに終わり角膜移植術に至らない場合については、区分「K246」に掲げる角膜・強膜縫合術の所定点数を準用して算定する。</u></p>	<p>K259 角膜移植術</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	字句挿入
912	右	上から15行目	<p>K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 人工血管内シャントの静脈側吻合部狭窄病変に対し、末梢血管用ステントグラフトを留置する場合には当該点数の所定点数を準用して算定する。</u></p>	<p>K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	字句挿入
1020	右	上から20行目	<p>M001-4 粒子線治療(一連につき)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) ホウ素中性子捕捉療法を実施するにあたっては、区分「M001-4」粒子線治療(一連につき)の「1」希少な疾病に対して実施した場合「イ」重粒子線の場合の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>ア ホウ素中性子捕捉療法は、薬事承認された医療機器及び医薬品を用いて、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌の患者に対して実施した場合に限り算定する。</u></p>	<p>M001-4 粒子線治療(一連につき)</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	字句挿入

			<p><u>イ ホウ素中性子捕捉療法の実施にあたっては、関連学会により認定された医師の管理の下で実施すること。</u></p> <p><u>ウ ホウ素中性子捕捉療法の実施にあたっては、使用した薬剤は別途算定できる。</u></p> <p><u>エ ホウ素中性子捕捉療法の実施にあたっては、位置決めなどに係る画像診断、検査等の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u></p> <p><u>オ ホウ素中性子捕捉療法の実施の際に、治療適応判定に関する体制が整備された保険医療機関において、適応判定が実施された場合には区分「M001-4」粒子線治療（一連につき）の「注2」に掲げる粒子線治療適応判定加算を準用して算定する。なお、その際には、当該治療を受ける全ての患者に対して、当該治療の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて、患者から要望のあった場合、その都度治療に関して十分な情報を提供すること。なお、患者への説明内容については文書（書式様式は自由）で交付し、診療録に添付するものであること。</u></p> <p><u>カ ホウ素中性子捕捉療法に係る照射に際して、画像診断に基づきあらかじめ作成した線量分布図に基づいた照射計画と照射時の照射中心位置を、三次元的な空間的再現性により照射室内で画像的に確認・記録するなどの医学的管理を行った場合には区分「M001-4」粒子線治療（一連につき）の「注3」に掲げる粒子線治療医学管理加算を準用して算定する。</u></p> <p><u>キ 身体を精密に固定する器具を使用した場合は、区分「M001」体外照射の「注3」に掲げる体外照射用固定器具加算を準用して算定する。</u></p>		
調21	右	下から19行目	<p>01 調剤料</p> <p>※注射薬</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 製剤及び遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤</u>に限る。</p> <p>ウ～オ (略)</p>	<p>01 調剤料</p> <p>※注射薬</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>及びヒドロコルチゾンコハク酸 エステルナトリウム製剤</u>に限る。</p> <p>ウ～オ (略)</p>	字句挿入

調69	右	上から13行目	<p>第4節 特定保険医療材料</p> <p>※特定保険医療材料</p> <p>別表2</p> <p>○ <u>ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム 製剤及び遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤</u>の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)</p>	<p>第4節 特定保険医療材料</p> <p>※特定保険医療材料</p> <p>別表2</p> <p>○ <u>及びヒドロコルチゾンコハク酸 エステルナトリウム製剤</u>の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)</p>	字句挿入
調70	右	下から1行目	<p>別表3</p> <p><u>ヒドロコルチゾンコハク酸 エステルナトリウム製剤</u></p> <p><u>遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤</u></p>	<p>別表3</p> <p><u>ヒドロコルチゾンコハク酸 エステルナトリウム製剤</u></p>	字句挿入